

北檜山都市計画（せたな町）（非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、北檜山都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

北檜山都市計画区域	市町名	範囲	規模
	せたな町	行政区域の一部	約 589 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道南連携地域檜山地域の北部に位置し、北側に狩場山塊、南側に太檜山塊を有する丘陵地帯が連なり、西側は日本海に面している。また、中央部には一級河川の後志利別川及び二級河川の太檜川が流下し、その流域に形成された平野部の北檜山区を中心に都市計画区域を指定している。

また、平成 17 年には、旧北檜山町、旧瀬棚町及び旧大成町が合併し、せたな町が設置されたところである。

産業については、農林漁業を基幹産業として発展してきたが、時代の変化とともに農林漁業が低迷し、さらには旧国鉄瀬棚線の廃止や北海道南西沖地震による災害などがまちづくりに大きな影響を与えてきた。近年は、人口の減少と少子高齢化の進行に伴い、過疎化が深刻化している状況にある。

せたな町では、貴重な農林水産資源を活用した新たな産業や特産物の創出、人や文化のつながりを大切にするまちづくりの基本目標として、次の 6 つを掲げている。

- ・いつまでも健康に暮らせるまち
- ・地域の魅力を産業の活力にかえるまち
- ・自然を守り、安全にすごせるまち
- ・だれもが便利さを実感できるまち
- ・学びやスポーツが楽しめるまち
- ・みんなの創意工夫が光るまち

今後は、人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の無秩序な拡大を抑制し、基盤施設、公共建築物、良好な民間住宅等の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した市街地構造、地球環境時代に対応した低炭素型市街地構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後もこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、北檜山地区を中心として整備が進められ、あわせて行政施設、医療施設、福祉施設等が集積する都市機能の中核を形成し、瀬棚区、大成区と相互に連携し、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は労働者人口が減少し、少子化・高齢化が進んでおり、後継者や担い手不足、労働力の高齢化が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、沿道商業業務地の周辺、北檜山地区及び徳島地区及び3・3・1号大通（国道229号）南側の豊岡地区に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中高層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、3・3・1号大通（国道229号）北側の豊岡地区に配置し、低層住宅地として周辺の豊かな自然環境と調和した良好な住宅地の形成を図る。

② 商業業務地

沿道商業業務地を、3・4・2号駅前通（一般道道矢渕東瀬棚停車場線）との交差点を中心に3・3・1号大通（国道229号）の沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

一般工業地を、3・4・3号東大通（国道229号）沿道及び商業業務地の後背地に配置し、工場や倉庫等が点在していることから、引き続き、これらの施設の維持・増進を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・旧国鉄瀬棚線跡地の帯状の準工業地域は、当該地区における土地利用の動向や周辺の住環境等を踏まえ、住宅地へ土地利用の転換を図る。
- ・市街地中心部にある大規模未利用地については、都市構造の維持と周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用が図られるための用途転換を検討する。

(3) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽化した公営住宅については、計画的な建て替えによる集約化等を進め、周辺住宅地を含む住環境の向上を図る。

② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

郷土景観を構成する真駒内神社周辺の樹林地については、都市における良好な自然環境を有しているため今後も適正な保全を図る。

(4) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象としない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び防風保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地及び河川敷地等について、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・豊岡地区のうち、用途地域の指定のない既存住宅地については、引き続き、周辺の自然環境や田園景観と調和した住宅地として保全する。
- ・そのほか、用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道南連携地域檜山地域の北部に位置する地方中小都市であり、今後とも都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通の

ネットワークの形成やバリアフリー化を進める。

- ・せたな町では、人口減少・高齢化の進行を見据え、町民の足を確保するための持続可能な公共交通体系の構築を目指していることから、「地域公共交通網形成計画」を策定しており、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した効率的な公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。
- ・本区域は、まとまりのある市街地が形成されていることから、都市計画道路の整備を進め、円滑な道路環境の形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	5.54 km/km ²	5.54 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道 路

- ・地域高規格道路渡島半島横断道路（計画路線）が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・3・1号大通（国道229号及び国道230号）、3・4・3号東大通（国道229号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・2号駅前通（一般道道矢湊東瀬棚停車場線）、3・4・4号西大通（一般道道矢湊東瀬棚停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・4・2号駅前通（一般道道矢湊東瀬棚停車場線）に交通広場を配置していることから、今後とも交通結節点機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河 川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年（2015年）で63.3%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河 川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

せたな町公共下水道については、下水管渠を確保し、北檜山地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

後志利別川及び真駒内川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・後志利別川及び真駒内川の河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

- ・公共下水道の普及に伴い収集量が減少してきたし尿処理場については、MICS事業（汚水処理施設共同整備事業）により適切な処理を図る。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、市街地の南側の外縁を東西に流れ日本海に流下する後志利別川、北側の狩場山塊を源とし市街地を貫流する形で後志利別川に合流する真駒内川が緑地空間としての軸を成し、その北東側に徳島地区の樹林地が連続して展開し、良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、真駒内公園（真駒内神社周辺の樹林地）、後志利別川右岸に位置する桜つつみ及び真駒内川の河川緑地を配置する。

b レクリエーション系統

レクリエーション活動に対処する緑地として、北檜山スポーツ公園、後志利別川右岸に位置する桜つつみ及び真駒内川の河川緑地を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として、北檜山スポーツ公園を配置する。

d 景観構成系統

郷土的景観を形成する真駒内公園（真駒内神社周辺の樹林地）を配置する。

② **コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針**

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) **実現のための具体の都市計画制度の方針**

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。